

別表六(二十四)

「45」又は「50」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名		
期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円	適用可否	3	
期末現在の常時使用する従業員の数	2	人			
法人税額の特別控除額の計算					
雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「4」)	4	円	令和6年度適用の場 合 第1項適用の場 合 第2項適用の場 合 第3項適用の場 合 の 計 算 の 場 合	(14) $\geq 4\%$ の場合 (0.05、0.1又は0.15)	29
比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「11」)	5			(18) $\geq 10\%$ 又は (15) = (17) > 0 の場合 で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合 0.05	30
雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6			プラチナくるみん又はプラチナえる ぼしを取得している場合 0.05	31
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ ((5) = 0 の場合は0)	7			税額控除限度額 (22) $\times (0.1 + (29) + (30) + (31))$ ((14) < 0.03 の場合は0)	32
調整額 調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「5」)	8	円		(14) $\geq 4\%$ の場合 0.15	33
調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「12」)	9			(18) $\geq 10\%$ 又は (15) = (17) > 0 の場合 で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合 0.05	34
調整雇用者給与等支給増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10			プラチナくるみん又はえるぼし3段 階目以上を取得している場合 0.05	35
継続雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の①」)	11			特定税額控除限度額 (22) $\times (0.1 + (33) + (34) + (35))$ ((14) < 0.03 の場合は0)	36
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の②」又は「19の③」)	12			(7) $\geq 2.5\%$ の場合 0.15	37
継続雇用者給与等支給増加額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13			(18) $\geq 5\%$ 又は (15) = (17) > 0 の場合 で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合 0.1	38
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ ((12) = 0 の場合は0)	14			くるみん又はえるぼし2段階目以上 を取得している場合 0.05	39
教育訓練費の額	15	円		中小企業者等税額控除限度額 (22) $\times (0.15 + (37) + (38) + (39))$ ((7) < 0.015 の場合は0)	40
比較教育訓練費の額 (別表六(二十四)付表一「24」)	16			調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	41
教育訓練費増加額 (15) - (16) (マイナスの場合は0)	17			当期税額基準額 $(41) \times \frac{20}{100}$	42
教育訓練費増加割合 $\frac{(17)}{(16)}$ ((16) = 0 の場合は0)	18		当期税額控除可能額 ((25)、(28)、(32)、(36)又は(40))と(42)のう ち少ない金額	43	
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合 $\frac{(15)}{(4)}$	19		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑧」)	44	
控除対象雇用者給与等支給増加額 ((6)と(10)のうち少ない金額)	20	円	当期税額控除額 (43) - (44)	45	
雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十四)付表二「12」)	21		差引当期税額基準額残額 (42) - (43)	46	
差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (20) - (21) (マイナスの場合は0)	22		繰越税額控除限度超過額 (別表六(二十四)付表一「25の計」)	47	
令和6年3月31日以前に開始した事業年度の場 合 適用の場 合 第2項適用の場 合 の 計 算	P34参照	税額控除限度額 (22) $\times (0.15 + (23) + (24))$ ((14) < 0.03 の場合は0)	同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((46)と(47)のうち少ない金額) ((4) $\leq (5)$ 又は (5) = 0 の場合は0)	48	
		(7) $\geq 2.5\%$ の場合 0.15	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑧」)	49	
		(18) $\geq 10\%$ 又は (15) = (17) > 0 の場合 0.1	当期繰越税額控除額 (48) - (49)	50	
		中小企業者等税額控除限度額 (22) $\times (0.15 + (26) + (27))$ ((7) < 0.015 の場合は0)	法人税額の特別控除額 (45) + (50)	51	

別表六(二十四) 令六・四・一以後終了事業年度分

別表六(二十四)

「45」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	第42条の12の5第1項 (「32」欄に金額の記載がある場合)	00699	「45」欄の金額
	令和6年旧措置法第42条の12の5第1項 (「25」欄に金額の記載がある場合)	00677	
特定法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	第42条の12の5第2項 (「36」欄に金額の記載がある場合)	00700	
中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	第42条の12の5第3項 (「40」欄に金額の記載がある場合)	00701	
	令和6年旧措置法第42条の12の5第2項 (「28」欄に金額の記載がある場合)	00678	

※ 区分番号「00699」、「00700」及び「00701」は、令和6年4月1日以後に開始する事業年度が対象となります。

※ 区分番号「00677」及び「00678」は、令和6年3月31日以前に開始した事業年度が対象となります。

「50」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等税額控除限度超過額の繰越控除制度	第42条の12の5第4項	00702	「50」欄の金額

※ 区分番号「00702」は、令和6年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる控除しきれない金額が対象となります。